

公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト  
(平成 20 年基準)

平成 24 年 1 月 12 日  
改正 平成 29 年 3 月 28 日  
日本公認会計士協会

本研究報告は、内閣府公益認定等委員会により公表された「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(平成 27 年 3 月 26 日)及び「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」(平成 28 年 3 月 23 日)を踏まえ、公益法人(\*)が作成した財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書)及び附属明細書並びに財産目録(以下「財務諸表等」という。)の様式等が「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正、内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。)に準拠しているか否かを確認するために使用するものである。

平成 20 年基準における財務諸表等の監査の対象及び監査上の留意事項については、非営利法人委員会実務指針第 34 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(平成 22 年 3 月 12 日、最終改正平成 28 年 9 月 27 日。以下「第 34 号」という。)を確認されたい。

(\*) 本研究報告において、公益法人とは、「公益法人会計基準」の運用指針(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正、内閣府公益認定等委員会。以下「運用指針」という。)の「2. 公益法人会計基準における公益法人について」において定められている以下の法人をいう。

ただし、本研究報告は、これら以外の法人で平成 20 年基準に基づき財務諸表等を作成している場合においても使用可能なものと考えられる。

- ① 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下「認定法」という。)第 2 条第 3 号に定めのある公益法人(以下「公益社団・財団法人」という。)
- ② 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日 法律第 49 号。以下「整備法」という。)第 123 条第 1 項に定めのある移行法人
- ③ 整備法第 60 条に定めのある特例民法法人(整備法第 44 条、第 45 条の申請をする際の計算書類を作成する場合。)
- ④ 認定法第 7 条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人

法人名 \_\_\_\_\_

事業年度 第 期 自 年 月 日

至 年 月 日

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
	<b>I 財務諸表等に関する総括のためのチェックリスト</b>				
1-1	財務諸表等の記載金額を監査済みの最終試算表・精算表に基づいて確かめたか。				
1-2	財務諸表等の注記事項について監査調書と照合を行ったか。				
1-3	財務諸表等について検算を行ったか。				
1-4	財務諸表等（注記を含む。）相互間の突合を行ったか。				
1-5	財務諸表等検討の結果、訂正又は加除すべき事項がある場合には、正しく訂正又は加除されていることを確かめたか。				
1-6	行政庁提出用及び法人に備え置く正本たる財務諸表等は、監査済みのものであるか確かめたか（認定法第22条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条）。				
	<b>II 財務諸表等に関するチェックリスト</b> <b>一般的事項</b>				
2-1	監査契約時に確認した次の財務諸表等が作成されているか。 (1) 貸借対照表（作成が必要な場合、貸借対照表内訳表を含む。） (2) 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。） (3) キャッシュ・フロー計算書 ※ キャッシュ・フロー計算書については、会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人は、作成しないことができる（運用指針3(1)）。 (4) 附属明細書 (5) 財産目録				
2-2	すべての財務諸表等には、金額単位及び期間（日付）が表示されているか。				
	<b>貸借対照表・貸借対照表内訳表</b> (貸借対照表)				
3-1	貸借対照表は、運用指針13(1)（様式1-1）（様式1				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
3-2	<p>－ 2) に準じて作成されているか。</p> <p>科目は、運用指針 12(1)に準拠しているか。</p>				
3-3	<p>科目の区分は、運用指針 13(1) (様式 1-1) (様式 1-2) に従い、</p> <p>(1) 資産の部、負債の部及び正味財産の部が設けられているか。</p> <p>(2) 資産の部は、流動資産及び固定資産に区分され、固定資産は基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分されているか。</p> <p>(3) 負債の部は、流動負債及び固定負債に区分されているか。</p> <p>(4) 正味財産の部は、指定正味財産及び一般正味財産に区分されているか。また、基金を設定した場合には基金、指定正味財産及び一般正味財産に区分されているか。</p> <p>(5) 指定正味財産がある場合には、内訳が記載されているか。</p> <p>(6) 基金の返還をする場合には、代替基金は一般正味財産に区分されているか。</p> <p>(7) 指定正味財産及び一般正味財産それぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額は内書きとして記載されているか。</p>				
3-4	<p>資産、負債及び正味財産はすべて総額で表示されているか。もし、資産と負債及び正味財産を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。</p>				
3-5	<p>1年以内に回収又は返済の期限が到来する長期貸付金・長期借入金は、その金額が少額である場合を除いて、流動資産又は流動負債の部に、「1年以内に回収予定の長期貸付金」又は「1年以内に返済予定の長期借入金」等として表示されているか。</p>				
3-6	<p>寄付等によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産に区分されているか。</p>				
3-7	<p>定款において基本財産と定められた資産は基本財産に区分されているか。</p>				
3-8	<p>有価証券は適切に区分して記載されているか。</p> <p>(1) 売買目的で保有する有価証券及び1年以内に満期の到来する債券等 (ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く。) は、流動資産の区分に記載さ</p>				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該当なし	
3-9	<p>れているか。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式については、当該名称を付した科目をもって、記載されているか。</p> <p>(3) 上記以外のものについては、基本財産、特定資産及びその他固定資産に適切に区分して記載されているか。</p> <p>特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、特定資産の区分に記載されているか。</p> <p>なお、土地や建物等の特定資産の場合には、通常は保有目的を示す独立の科目による必要はない。ただし、状況に応じて、保有目的を示す独立の科目を使用する必要があると考えられる場合には、当該科目を使用することになる。</p>				
3-10	資産合計と負債及び正味財産合計は一致しているか。				
3-11	指定正味財産及び一般正味財産（基金を設けた場合、基金についても含む。）について、それぞれの内書きとして記載した基本財産への充当額の合計は、固定資産の部の基本財産の合計額と一致しているか。				
3-12	指定正味財産及び一般正味財産（基金を設けた場合、基金についても含む。）について、それぞれの内書きとして記載した特定資産への充当額の合計は、固定資産の部の特定資産の合計額から負債に対応する特定資産を差し引いた額と一致しているか。				
3-13	<p>固定資産に対する減価償却累計額については、減価償却累計額を取得価額から控除した形で計上されているか。</p> <p>又は、各科目から直接控除された上でその金額が科目別に注記されているか。</p>				
3-14	<p>債権に対する貸倒引当金については、貸倒引当金を債権金額から控除した形で計上されているか。</p> <p>又は、各科目から直接控除された上でその金額が科目別に注記されているか。</p>				
3-15	<p>(貸借対照表内訳表)</p> <p>会計区分を有する場合は、貸借対照表内訳表が、運用指針 13(1) (様式 1-3) (様式 1-4) に準じて作成されているか。</p>				
3-16	公益社団・財団法人又は移行法人の場合に、会計区分				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
3-17	は、認定又は認可の区分と整合しているか。 他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去されているか（公益法人会計基準注解（注2））。				
3-18	貸借対照表内訳表の合計金額は、法人全体の貸借対照表と一致しているか。				
	<b>正味財産増減計算書・正味財産増減計算書内訳表</b>				
4-1	（正味財産増減計算書） 正味財産増減計算書は、運用指針13(2)（様式2-1）（様式2-2）に準じて作成されているか。				
4-2	科目は、運用指針12(2)に準拠しているか。				
4-3	科目の区分は、運用指針13(2)（様式2-1）（様式2-2）に従い、 (1) 一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部が設けられているか。基金を設定した場合には、一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部及び基金増減の部が設けられているか。 (2) 一般正味財産増減の部は経常増減の部及び経常外増減の部に区分されているか。				
4-4	収益と費用はすべて総額で表示されているか。もし、収益と費用を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。				
4-5	経常収益の合計額と経常費用の合計額との差額に評価損益等を加減算した金額が、当期経常増減額として記載されているか。				
4-6	経常外収益の合計額と経常外費用の合計額との差額は、当期経常外増減額として記載されているか。				
4-7	当期経常増減額に当期経常外増減額を加減した額は、当期一般正味財産増減額として記載されているか。				
4-8	指定正味財産を充当した基本財産又は特定資産の評価損益等については、その内容を示す適当な名称を付して指定正味財産増減の部に記載されているか（運用指針12(2)）。				
4-9	指定正味財産の部から一般正味財産の部への当期の振替額は、指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に適切に記載されているか。				
4-10	一般正味財産期末残高は、貸借対照表の一般正味財産				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該当 なし	
4-11	と一致しているか。 指定正味財産期末残高は、貸借対照表の指定正味財産合計と一致しているか。				
4-12	基金を設けている場合、基金期末残高は、貸借対照表の基金と一致しているか。				
4-13	正味財産期末残高は、貸借対照表の正味財産合計と一致しているか。				
4-14	正味財産増減計算書に計上されている項目で資金の増減をもたらさないもの（土地受贈益・投資有価証券受贈益等）は関連項目の前事業年度末と当事業年度末の貸借対照表の増減金額に反映されているか。				
4-15	（正味財産増減計算書内訳表） 会計区分を有する場合は、正味財産増減計算書内訳表が、運用指針13(2)（様式2-3）（様式2-4）に準じて作成されているか。				
4-16	公益社団・財団法人又は移行法人の場合に、会計区分は、認定又は認可の区分と整合しているか。				
4-17	他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去されているか（公益法人会計基準注解（注2））。				
4-18	正味財産増減計算書内訳表の合計金額は、法人全体の正味財産増減計算書と一致しているか。				
	<b>キャッシュ・フロー計算書</b>				
5-1	キャッシュ・フロー計算書は、運用指針13(3)（様式3-1）又は（様式3-2）、基金を設定した場合には（様式3-3）に準じて作成されているか。				
5-2	科目は、運用指針12(3)①又は②に準拠しているか。				
5-3	科目の区分は、運用指針13(3)（様式3-1）又は（様式3-2）、基金を設定した場合には（様式3-3）に従い、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分されているか。				
5-4	事業活動によるキャッシュ・フローは、以下のいずれかの方法によりその内容を示す科目をもって掲記されているか。  （直接法により表示する場合）				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
	<p>会費収入、事業収入、事業費支出、管理費支出及びその他適当と認められる項目に区分して主要な取引ごとに総額により表示されているか。</p> <p>(間接法により表示する場合)</p> <p>正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額に、以下に掲げる項目を加減して表示されているか。</p> <p>(1) キャッシュ・フローへの調整額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正味財産増減計算書に計上されている収益・費用のうち資金の増加・減少を伴わない項目</li> <li>・ 事業活動に係る資産及び負債の増減額</li> <li>・ 指定正味財産からの振替額等</li> </ul> <p>(2) 指定正味財産増加収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等収入</li> </ul>				
5-5	<p>投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の売却による収入、固定資産の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、投資有価証券の取得による支出及びその他投資活動の項目に区分して掲記されているか。</p>				
5-6	<p>財務活動によるキャッシュ・フローは、借入による収入、借入金の返済による支出、基金の受入による収入、基金の返還による支出及びその他財務活動の項目に区分して掲記されているか。</p>				
5-7	<p>利息及び配当金に係るキャッシュ・フローが事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載されているか。</p> <p>(直接法により表示する場合)</p> <p>利息及び配当金の受取額は事業活動収入の中に表示され、利息の支払額は事業活動支出の中に表示されているか。</p> <p>(間接法により表示する場合)</p> <p>キャッシュ・フローへの調整額の中に表示されているか。</p>				
5-8	<p>現金及び現金同等物に係る換算差額には、外貨建の現金及び現金同等物に係る為替差損益の額が記載されているか。</p>				
5-9	<p>現金及び現金同等物の増減額には、事業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの合計額に5-8による換算差額を加減した金額が記載されているか。</p>				
5-10	<p>現金及び現金同等物の期末残高は、現金及び現金同等物の増減額と現金及び現金同等物の期首残高の合計に</p>				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該当なし	
5-11	なっているか。 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記が行われているか。				
	<b>財務諸表に対する注記</b>				
6-1	財務諸表に対する注記事項は、運用指針13(4)に準じて記載されているか。				
6-2	継続事業の前提に関して、貸借対照表日において、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき、以下の事項について注記が行われているか。 (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 財務諸表は継続事業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨				
6-3	重要な会計方針として以下の事項について注記が行われているか。 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法（運用指針13(4)の2(1)） (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法（運用指針13(4)の2(2)） (3) 固定資産（リース資産含む。）の減価償却の方法（運用指針13(4)の2(3)） (4) 引当金の計上基準（運用指針13(4)の2(4)） (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲（運用指針13(4)の2(5)） (6) 消費税等の会計処理（運用指針13(4)の2(6)） (7) その他財務諸表の作成に関する重要な会計方針				
6-4	重要な会計方針の変更がある場合に、その旨、変更の理由及び財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額について注記が行われているか。				
6-5	表示方法の変更がある場合に、その内容、変更の理由及び財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額について注記が行われているか。				
6-6	会計上の見積りの変更を行った場合に、その内容、財				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
6-7	<p>務諸表に対する影響額及び当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積もることができる場合には、当該影響額（合理的に見積もれない場合にはその旨）について注記が行われているか。</p> <p>修正再表示を行った場合に、誤謬の内容及び財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額について注記が行われているか。</p>				
6-8	<p>基本財産及び特定資産の増減額及びその残高について、運用指針 13(4)の 4 に準じて注記が行われているか。</p> <p>なお、基本財産及び特定資産の前期末残高及び当期末残高は、貸借対照表の該当科目の金額と一致しているか。</p>				
6-9	<p>基本財産及び特定資産の財源等の内訳について、運用指針 13(4)の 5 に準じて注記が行われているか。</p> <p>また、注記内容は、以下の事項を満足しているか。</p> <p>(1) 基本財産及び特定資産の当期末残高は、貸借対照表の該当科目と一致しているか。</p> <p>(2) 「うち指定正味財産からの充当額」の基本財産の小計は、貸借対照表の正味財産の部の指定正味財産の内書項目である基本財産への充当額と一致しているか。</p> <p>(3) 「うち指定正味財産からの充当額」の特定資産の小計は、貸借対照表の正味財産の部の指定正味財産の内書項目である特定資産への充当額と一致しているか。</p> <p>(4) 「うち指定正味財産からの充当額」の合計は、貸借対照表の正味財産の部の指定正味財産合計と一致しているか。</p> <p>(5) 「うち一般正味財産からの充当額」の基本財産の小計は、貸借対照表の正味財産の部の一般正味財産の内書項目である基本財産への充当額と一致しているか。</p> <p>(6) 「うち一般正味財産からの充当額」の特定資産の小計は、貸借対照表の正味財産の部の一般正味財産の内書項目である特定資産への充当額と一致しているか。</p>				
6-10	<p>担保に供している資産があるときは、その旨、担保に供している資産の科目、金額及び当該担保の目的たる負債の科目、金額について、運用指針 13(4)の 6 に準じて注記が行われているか。</p>				
6-11	<p>固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみが貸借対照表に記載されている場合に、科目ごと</p>				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
6-12	<p>に当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を示す形で運用指針 13(4)の 7 に準じて注記が行われているか。</p> <p>なお、当期末残高は、貸借対照表の金額と一致しているか。</p> <p>債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみが貸借対照表に記載されている場合に、科目ごとに当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高を示す形で運用指針 13(4)の 8 に準じて注記が行われているか。</p> <p>なお、当期末残高は、貸借対照表の金額と一致しているか。</p>				
6-13	<p>保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務がある場合に、保証先及び債務保証額等について、運用指針 13(4)の 9 に準じて注記が行われているか。</p>				
6-14	<p>満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、運用指針 13(4)の 10 に準じて注記が行われているか。</p>				
6-15	<p>補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、運用指針 13(4)の 11 に準じて注記が行われているか。</p>				
6-16	<p>基金及び代替基金の増減額及びその残高は、運用指針 13(4)の 12 に準じて注記が行われているか。</p> <p>なお、前期末残高及び当期末残高は、貸借対照表の該当科目の金額と一致しているか。</p>				
6-17	<p>指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、運用指針 13(4)の 13 に準じて注記が行われているか。</p> <p>なお、当該金額は正味財産増減計算書上の該当科目と一致しているか。</p>				
6-18	<p>関連当事者との取引がある場合には、原則として関連当事者ごとに以下の事項について、運用指針 13(4)の 14 に準じて注記が行われているか。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合</p> <p>※ 国、地方公共団体が運用指針 6 (1)①の各条件に該当する場合には、国等も関連当事者に該当するこ</p>				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		然	否	該 当 な し	
	<p>とに留意する。</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業</p> <p>(3) 当該公益法人与関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>※ 次の取引については、注記は要しない。</p> <p>① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>② 役員等に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p>				
6-19	<p>キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引は、運用指針 13(4)の 15 に準じて注記が行われているか。</p> <p>なお、現金預金勘定、現金及び現金同等物の前期末残高及び当期末残高は、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書上の該当科目と一致しているか。</p>				
6-20	<p>貸借対照表日後、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に重要な影響を及ぼす事象がある場合には、重要な後発事象として注記が行われているか。</p>				
6-21	<p>その他、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項がある場合に、注記が行われているか。特に、以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) リースにより使用する固定資産</p> <p>(2) 減損会計</p> <p>(3) 税効果会計</p> <p>(4) 金融商品の状況</p> <p>(5) 賃貸等不動産</p>				
7-1	<p><b>附属明細書</b></p> <p>附属明細書は、運用指針 13(5)に準じて記載されているか。</p>				

